

女性活躍推進法に一般事業主行動計画

特定非営利活動法人
青少年就労支援ネットワーク静岡

女性が就業継続しやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年2月1日 ～ 平成32年1月31日 までの3年間

2. 目標

有給休暇の取得を33%から45%へ目標設定

3. 内容

取組1

職場と家庭の両立が図れる職場風土づくりに向けた意識啓発 (適宜)

取組2

女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援 (適宜)
